

議案第33号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月17日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

専決第5号

専 決 処 分 書

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大田原市国民健康保険税条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（国民健康保険税の減額） 第20条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（	（国民健康保険税の減額） 第20条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（

当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、
170,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林
所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並び
にその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一
世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ
ては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した
金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29
5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義
務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林
所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並び
にその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一
世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ
ては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した
金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54
5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義
務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

2・3 (略)

当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、
170,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林
所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並び
にその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一
世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ
ては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した
金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29
0,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義
務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林
所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並び
にその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一
世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ
ては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した
金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53
5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義
務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大田原市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。